

◆◆駐車場使用契約書〔テラス駐車場・A〕

	契 約 要 目 表											
1	所 在 地	沖縄県那覇市おもろまち1丁目3番12号										
2	名 称	ザ・テラスオフィス＆パーキング(以下、「本駐車場」という。)										
3	駐 車 場 形 態	自走式立体駐車場										
4	駐 車 可 能 車 両 サ イ ズ	全長:3.30m以上 5.00m以下 全幅:1.90m以下 全高:2.0m以下 最低地上高:15 cm以上 重量:2,000kg 以下										
5	契 約 種 別	□個人契約 ・ □法人契約	9 振込先									
6	使 用 料 金	金 16,500 円(うち、消費税等 金 1,500 円を含む。消費税率 10%)	<table><tr><td>銀行名・支店</td><td>琉球銀行・本店営業部</td></tr><tr><td>預 金 種 類</td><td>普通預金</td></tr><tr><td>口 座 番 号</td><td>4 5 0 8 8 8</td></tr><tr><td>口 座 名 義</td><td>那覇新都心株式会社</td></tr></table>		銀行名・支店	琉球銀行・本店営業部	預 金 種 類	普通預金	口 座 番 号	4 5 0 8 8 8	口 座 名 義	那覇新都心株式会社
銀行名・支店	琉球銀行・本店営業部											
預 金 種 類	普通預金											
口 座 番 号	4 5 0 8 8 8											
口 座 名 義	那覇新都心株式会社											
7	敷 金	1箇月の使用料金の額(非課税)										
8	定期券再発行料	金 3,300 円(うち、消費税等 金 300 円を含む。消費税率 10%)										
10	自動車保管場所 使用承諾書	発行者: ザ・テラスホテルズ株式会社 発行手数料: 金 5,238 円(うち、消費税等 金 476 円を含む。消費税率 10%)										

賃 貸 人 (甲)				
住 所		沖縄県那覇市おもろまち1丁目3番31号		
法 人 名		那覇新都心株式会社		
代 表 者 名		代表取締役社長 村井 一元		印
		(登録番号： T 3360001001611)		
賃 借 人 (乙)				
住 所		〒		
契 約 者 名		(登録番号： T)	印	電話番号 (携帯番号)
				()
□個人契約	勤 務 先 名		電話番号	()
□法人契約	使用者氏名		電話番号	()
駐 車 車 両	種 別	□軽自動車 ・ □普通乗用車 ・ □その他		
	メーカー・車種			
	車両ナンバー			

※ ☐は、該当する項目を選択。 ※電話番号は緊急時使用のため、携帯番号を記載下さい。
令和 年 月 日

上記につき賃貸人を甲とし、賃借人を乙として、下記記載条項を双方承諾の上、本契約を締結する。また、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙互いに各1通を保有する。

(R05.10.01 版)

契約番号		カード番号	テラス◎ (R 年度)
契約番号		カード番号	テラス◎ (R 年度)
契約番号		カード番号	テラス◎ (R 年度)
契約番号		カード番号	テラス◎ (R 年度)

第1条(使用期間)

使用期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申し入れがない場合、本契約は同一条件で12ヶ月間延長するものとし、以後同様とする。

第2条(期間内解約)

甲が本契約を契約期間中に解約するときは、解約日を月の末日とし、その1ヶ月前までに書面にて乙に通知しなければならない。

2. 乙が本契約を契約期間中に解約するときは、契約要目表5番記載の契約種別に応じて、以下のように規定する。

(1)法人契約のとき乙は、解約日を月の末日とし、その1ヶ月前までに書面にて甲に通知しなければならない。

但し、乙はその予告に代えて、使用料金の1ヶ月分相当額を支払い、即時解約することができる。

(2)個人契約のとき乙は、解約日を乙の希望する日とし、その2週間前までに、書面にて甲に通知しなければならない。

但し、乙はその予告に代えて、使用料金の2週間分相当額を支払い、即時解約することができる。

第3条(使用料金)

本駐車場の1ヶ月の使用料金は、契約要目表6番記載の金額とする。なお契約期間中、税法の改正により、消費税等の税率が変動したときは、改正以降の消費税等については、変動後の税率により計算する。

2. 1ヶ月未満の期間の使用料金は、月の日数にかかわらず、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

第4条(敷金)

敷金は契約要目表7番記載の金額とし、乙は本契約締結と同時にこれを甲に預託する。但し敷金の預託を要さないときは契約要目表同番にその旨記載し、次項以下はこれを適用しない。

2. 甲は、前項の預託が確認されたときは、速やかに敷金の預託を証する書面(以下「敷金預り証」という。)を乙に発行するものとする。

3. 甲は、敷金に対して利息を付さない。

4. 本契約の期間中乙は、敷金をもって使用料金その他の甲に対する一切の債務との相殺を主張できない。

5. 乙に使用料金の支払い延滞、その他債務不履行や損害賠償債務があるときは、甲は敷金をこれに充当できる。

また、甲が敷金を乙の債務に充当した場合、乙は遅滞なく敷金不足額を補填しなければならない。

6. 甲は、第15条第1項の明渡し及び敷金預り証の返還を受けたときは、敷金を乙の甲に対する一切の債務に充当した後の残額を、明渡し及び敷金預り証の返還を受けた日の属する月の翌月末日までに乙指定の口座に振込みにより返還する。

7. 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡並びに担保の用に供してはならない。また、乙は、前項に基づき返還される敷金を受領する権限を第三者に委託してはならない。

第5条(支払方法)

乙の使用料金の支払方法は、契約要目表5番記載の契約種別により、次項及び第3項にてそれぞれ定める。

2. 法人契約のとき乙は、毎月末日までに翌月分の使用料金を契約要目表9番記載の銀行口座へ振込むものとする。但し契約開始日の属する月分の使用料金については、本契約締結日までに同口座に振込む。なお、振込みに要す費用は全て乙の負担とする。

3. 個人契約のとき乙は、翌月分の使用料金を乙指定の口座から口座振替(毎月27日振替、27日が金融機関の営業日でないときは、次の営業日に振替。)にて支払うものとする。但し契約開始日の属する月分の使用料金及び口座振替が開始されるまでの月分の使用料金については、本契約締結日までに現金にて支払う。

4. 毎月の使用料金に対する請求書及び領収書は、原則として発行しない。

第6条(使用料金等の改定)

甲は、物価の変動、経済情勢の変化、公租公課等諸般の事情を考慮し、契約書を更新することなく契約要目表記載の使用料金、定期券再発行料、自動車保管場所使用承諾書発行手数料を改定できる。この場合、甲は改定日の1ヶ月前までに乙に通知しなければならない。

第7条(債務延滞賠償金)

乙が使用料金の支払いを延滞したときは、甲は、延滞金額に対して年利14.6%の割合による損害金を乙に請求することができる。但し、乙は、当該損害金の支払いにより第13条に定める甲の契約解除権の行使を免れるものではない。

第8条(使用方法)

乙は本駐車場が管理人の常駐しない無人駐車場であることに留意し、車両の保管(車両内に残置された物品及び積載物の保管を含む。)、移動及び駐停車に関して、自己の責任においてこれを行う。

2. 乙は原則として契約書記載以外の車両で、駐車場を使用しないものとする。但し、やむを得ず臨時に使用する場合は、乙の責任において使用するものとする。

3. 本駐車場は、甲が駐車場所有者よりその一部を賃借して乙に使用させるものであり、乙は甲の指定する範囲(賃貸範囲)に限り駐車場として使用することができる。

4. 甲は駐車範囲の確認を目的として、駐車場所有者に本契約書記載事項のうちの駐車車両(種別、メーカー・車種、車両ナンバー)について、情報を提供することができる。

第9条(禁止事項)

乙は次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- (1)本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、担保に供する行為。
- (2)本駐車場に工作物等の物件を設置する等、現状に変更を加える行為。
- (3)本駐車場に物品を放置する行為。
- (4)法令その他により危険物と指定されている物品を持ち込む行為。
- (5)その他近隣の迷惑となる行為。

第10条(賠償義務)

乙又は乙の代理人、使用人、同乗者その他乙の関係人が、本駐車場の施設及び他の車両に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告し、乙の責任と負担においてその損害を賠償しなければならない。

第11条(駐車場の保全)

甲又は本駐車場の所有者及びその他本駐車場の管理を委託された者(以下、「駐車場管理者」という。)は、本駐車場の修理、保全並びに防犯、防災等のため必要あるときは、乙の本駐車場の使用を一時的に停止し、又は車両の移動を求めることができる。この場合乙は速やかにその指示に従わなければならない。

2. 乙は本駐車場設備の突発的な故障等により車両が入出庫できなくなったときは、甲又は駐車場管理者へ連絡し、その指示に従うものとする。

3. 甲又は駐車場管理者は、乙から前項の連絡を受けた際は、速やかに本駐車場の復旧の処置をとるものとする。

なお、甲又は駐車場管理者は駐車場の復旧処置をおこなう間は、乙の本駐車場の使用を一時的に停止することができる。

第12条(免責及び責任の範囲)

甲は、次の各号の一に該当する損害について、乙に対して責任を負わない。

- (1)台風、地震等天災地変、火災、盗難、第三者の無断駐車、その他甲の責めに帰すべからざる事由による乙の損害。
- (2)本駐車場内における甲の責めに因らない、車両の滅失又は損傷による乙の損害。
- (3)本駐車場に駐車中の車両に残置された物品、その他の積載物に関する乙の損害。
- (4)前条により、本駐車場の使用が一時的に停止されたことによって、乙が駐車場を使用できなかったことに起因する損害。但し、甲は乙から前条第2項の連絡を受け、その連絡から1時間を超えて乙に駐車場の使用停止を行ったときは、乙に対して、第3条で定める日割り使用料金相当額を損害金として支払うものとし、その使用停止が24時間を超えたときは、日割り使用料金相当額に使用停止の日数を乗じた額を損害金として支払う。

第13条(契約の解除)

乙が次の各号の一に該当した場合は、甲は催告をせずに直ちに本契約を解除できる。

- (1)使用料金の支払いを2ヶ月以上延滞した場合。
- (2)本駐車場施設又は付帯設備を故意又は過失により毀損させたとき。
- (3)本契約又はこれに付随して締結した契約の各条の一に違反したとき。
- (4)解散又は破産・民事再生・会社更生等の申立てがあったとき。
- (5)乙が甲又は他の利用者の、共同の利益に反する行為を行い本駐車場内の秩序を乱したとき。
- (6)その他乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (7)甲と本駐車場所有者との間の駐車場使用契約が解約等により終了したとき。

第14条(パスカードの貸与)

甲は、本契約の締結と同時にパスカード(定期券)を乙に貸与する。パスカード(定期券)は、本駐車場の入出庫口に備える機械式ゲートを開閉し、乙が車両を入出庫させる際に必要となるため、乙は本駐車場を使用する際は、必ずこれを携帯しなければならない。乙の過失等により、パスカード(定期券)を紛失、破損又は不携帯のとき、乙は本契約に基づき駐車場を使用することはできない。

2. 乙は、本契約の終了と同時に甲より貸与を受けたパスカード(定期券)を甲に返還しなければならない。

3. 乙は、パスカード(定期券)を紛失又は破損した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。この場合乙は、再発行の手数料として契約要目表8番記載の金額を甲に支払うものとする。なお契約期間中、税法の改正により、消費税等の税率が変動したときは、改正以降の消費税等については、変動後の税率により計算する。

4. 乙又は乙の代理人、使用人、同乗者その他乙の関係人は、1枚のパスカード(定期券)で、同時に2台以上の車両を駐車させる等、パスカード(定期券)を不正に使用してはならない。

5. パスカード(定期券)を不正に使用した場合は、甲は催告せずに直ちに本契約を解除すると同時に、乙は契約要目表6番記載の使用料金(消費税を加算しない。)相当額を違約金として支払うと共に、不正使用による甲の損害を賠償しなければならない。

第15条(明渡し義務)

本契約期間の満了、契約解除その他の事由により本契約が終了した場合は、乙は前条第2項で定めるパスカード(定期券)の返還のほか、駐車場所を明け渡さなければならない。また、乙は移転料その他名目の如何を問わず甲に対し金品

等一切の請求をしないものとする。

2. 乙が本契約終了後も本駐車場の占有を継続した場合は、甲は乙の車両及び一切の所持品を搬出できる。この場合、搬出並びに保管に要した費用は乙の負担とする。
3. 前項の場合、乙は甲に対し占有を伴う利益を喪失した日の翌日から明渡し完了にいたる迄の使用料金相当額の倍額を支払うものとする。
4. 乙が1ヶ月以上車両を引き取らない場合は、車両の所有権を放棄したものとみなし、甲はその車両を任意に処分できるものとし、乙はそれについて一切異議を申し立てない。また、その代金から甲が現に蒙った損害金を控除し、その残額を乙に返還する。
5. 前項同様明け渡し期日を過ぎても、本駐車場に乙所有の動産類が残されている場合は、甲は任意に当該動産類を処分できる。

第16条(車庫証明)

本駐車場における自動車保管場所使用承諾証明書の発行については、甲を申請窓口とし、契約要目表10番記載の発行者に、同記載の発行手数料を支払うものとする。なお契約期間中、税法の改正により、消費税等の税率が変動したときは、改正以降の消費税等については、変動後の税率により計算する。

2. 承諾書の発行をしないときは、契約要目表同番にその旨記載する。

第17条(各種届出義務)

乙の住所等本契約書記載の事項に変更が生じた場合は、乙は直ちに甲に届け出なければならない。

第18条(管轄裁判所)

本契約に関し甲乙間で紛争が生じたときは、那覇簡易裁判所又は那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条(規定外事項)

本契約書の解釈、又は本契約書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方誠意を持って協議する。

以上